

## おおたわら市 議会だより

件に関して自ら真相を明らかにしないことから、議会において自治法第百条の規定に基づく議員倫理調査特別委員会を設置しなければならなかつた事実があり、小野寺議員は特別委員会請求書類提出拒否、証言拒否及び偽証等々法律に違反した行為を行ひ、自治法第百条第三項及び第七項違反が認定されました。厳謹な市民の信託を受け、市民全体の代表者として崇高な使命を果たさなければならぬ市議会議員の資格はありません。

本年二月十六日に開かれた議員倫理調査特別委員会全体委員会は、特別委員会請求書類提出拒否、証言拒否及び偽証等々が認定されたことに関して真摯に謝罪し、自身が起こした事件の真相を証明する機会の付与の委員会でしたが、この委員会において小野寺議員は一端は委員会室に入室したもの、宣誓を拒否し、委員長の制止を振り切つて委員会室から出て行つてしましました。これは、自治法第百条第三項違反が認定されるものであり、宣誓を拒否し証言を拒み、自身が起こした事件及び法律違反行為等々について正当な説明を行わない態度を表したことは、自ら議員の身分を放棄したものほかなりません。こうした行為は、単に調査の妨害に止まらず議員としての品位に欠

け、何より、議会を冒涜したとの責めは甚だ大きく、大田原市議会規則第一号) 第百四十二条に違反し、自治法第百三十四条に抵触する疑惑を拭うことはできません。

この小野寺議員が行つた軽率妄動ともいいうべき行為は、議会の権威更に失墜させてしまいましたが、議会がその自浄作用により市民の信頼回復に取り組んでいる最中に、自身が起こした事件及び自治法第百条第三項及び第七項違反行為等々を証明すべく開かれた議員倫理調査特別委員会の調査において、出頭拒否とも認定される態度を表したものであり、自ら議員失格を表明したものと考へるほかありません。

厳謹な市民の信託を受け、市民全体の代表として崇高な使命を果たさなければならない議会議員として全く悲しい限りであります。

小野寺議員は、幾多の先輩諸氏が築き上げた素晴らしい歴史と伝統が輝く大田原市政の一方を担う議員としての誇りがあるなら、自身が自ら議員を辞職すれば、議員としての誇りがある

查では自治法第百条第八項及び第九項但し書きの適用はないと認定しておりますが、小野寺議員は、議会が行つた調査の公正性及び民主的な実施を素直に受け入れ、道義的、政治的責任を明確にしなければなりません。

小野寺議員は自身が告白したことにより市民から飲酒運転をして交通事故を起こしたことが提起され、議員倫理が咎められることとなりましたが、議会においては、昨年十月三日に開催された全員協議会において申し合組んだところであります。新たに小野寺議員が道路交通法違反容疑事件を告白したことから、同調査特別委員会では、一つは「小野寺議員が飲酒運転をして交通事故を起こした事件」を、もう一つは「小野寺議員の告白に基づいた道路交通法違反容疑事故(自動車運転)」を調査しましたが、小野寺議員の発言は日々変わり、発言内容も一貫性がなく、同議員が自身の発言の内容を証明しようともしない中で、同調査特別委員会が真相解明の願いを込めて告発すべしと結論付けたことは当然の判断であります。又、小野寺議員が新たに告白した道路交通法違反容疑事件については同議員にしか知りえない秘密であり、事件を

起こした本人が宣誓のうえ告白したのでありますから、これ以上確かにことはなく、小野寺議員が起因者となつた二つの道路交通事故違反容疑事件については、人身事故を起こした交通事故を抱かせたほか、道路交通法違反状態(交通安全運転義務違反(車検切れ、保険未加入))の自己が所有するライトバンを運転し、人身事故を起こした交通事故の状況を小野寺議員自身が告白したことに間違いありません。

小野寺議員の議員倫理が咎められた市議会会派市民クラブ政務調査費の不適切使用事件に関しては、議長への届け出とは違う態様により会派行政視察を行い、政務調査費使用の適否を糾明されたものであります。本年一月十四日に全員協議会(議員倫理調査特別委員会全体委員会)が開かれ、証拠採用された「昨年十月二日に、小野寺議員が正副議長と会談したときの状況を記録した録音テープ」が公表されました。小野寺議員は疑惑が指摘された市議会会派市民クラブ行政視察実施の核心について述べておますが、録音テープの内容は、小野寺議員が議員倫理調査特別委員会で行つた証言とは整合性がとれておらず、自治法第百条第三項及び第七項に違反する証言拒否及び偽証等々が認定される物的証拠であ

りません。

議員倫理調査特別委員会の調査においては、本年二月十三日の同調査特別委員会小委員会で証拠採用した「昨年九月六日に小野寺議員が金銭の貸主と面談した際、自身が起こした交通事故の状況を告白した録音テープ」と、